

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例（仮称）の骨子（案）の概要

1 趣旨・目的

本県では、地域の諸課題の解決に取り組むNPO法人の活動基盤を強化するとともに、県内における寄附文化の醸成を図り、もって住民の福祉の増進に寄与するため、県民が寄附をしやすく、NPO法人にとっても広く県民から寄附が集めやすくなる認定NPO法人への移行を一層促進する「指定NPO法人制度」を導入することとし、今回、指定のための基準及び手続を定める条例の骨子案を取りまとめたところである。

【指定NPO法人のメリット】

- 寄附者の個人県民税が寄附金控除の対象となる。（寄附金の4%が税額控除）
- 「認定NPO法人」になるための認定基準の1つであるPST*に適合する。
- 内部管理や情報公開などが進むことにより、信頼性が向上する。

*PST（パブリック・サポート・テスト）とは、広く市民からの支援を受けているかどうかを判断するための基準であり、以下のいずれかに適合すること。

- ①相対値基準（経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が20%以上）
- ②絶対値基準（寄附金の額の総額が3千円以上の寄附者数が年平均100人以上）
- ③条例個別指定

2 指定基準等 実績判定期間 2事業年度（更新：5事業年度）

（1）活動範囲 徳島県内に主たる事務所を有すること。

（2）公益及び組織・運営に関する要件

- ①広く県民からの支援・支持を受けていること。（ア、イいずれにも適合すること）
 - ア 寄附金の収入実績が次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 経常収入金額のうち、寄附金等収入金額の占める割合が10%以上
 - (イ) 寄附金の額の総額が3千円以上の寄附者数が年平均30人以上であり、かつ1千円以上の受入寄附金総額が年平均15万円以上
 - イ 県民の参加・支持の実績が次のいずれかに該当すること。
 - (ア) ボランティアスタッフの延べ人数が年平均100人以上
 - (イ) 広く県民等を対象とした事業活動に係るイベント等を年3回以上実施
 - (ウ) 行政、企業、他のNPO法人等との協働事業を年1回以上実施

この他、運営組織及び経理が適切であることなど、全8項目の基準全てに適合すること。

（3）指定の有効期間 5年間

3 今後の予定

- | | |
|-----------|---------------------------|
| H27. 9月中旬 | パブリックコメントの実施 |
| 10月中旬 | 徳島県指定NPO法人制度検討委員会【条例案の検討】 |
| 12月 | 12月議会【条例案の提案】 |